

JIS K 0311(2020)及び JIS K 0312(2020) 改正への対応について

2020年3月27日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター 環境認定課

JIS K 0311 及び JIS K 0312 が 2020 年 3 月 23 日に改正された。認定特定計量証明事業者が当該 JIS (2020 年度版) を公定法として用いる際の対応及び手続き上の注意点は以下のとおり。

○ 変更の届出について

2020 年 3 月 23 日付け発行の JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) に適合した計量証明を行うため、MLAP 認定申請等の手引き (第 12 版) の「変更の届出の対象となる事項」で定める文書の改訂等を行った場合は、下記を確認のうえ、すみやかに認定申請書記載事項変更届を事務局へ提出してください。

1. 認定証附属書に記載された「計量の方法」を修正し再交付しますので、認定証附属書の原本を同封してください。認定証の再交付はありませんので提出は不要です。
2. 新たな認定証附属書の交付及び NITE のホームページへ情報が反映されるまでには、認定申請書記載事項変更届の受理後概ね 2 週間程度かかるため、第三者が認定情報等から最新の公定法に対応しているか否かを確認できない期間が生じることにご注意ください。なお、認定証附属書の裏面及び NITE のホームページには当該届出のあった日付が記載されます。(事業所から一斉に変更届が提出される、書類に不備がある等の場合、2 週間以上の時間を要する可能性があることをご了承ください。)
3. 上記 2. のとおり第三者が確認できない期間がありますが、新たな認定証付属書の交付までの期間に JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) に基づく計量の実施を妨げるものではありません。ただし、JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) に適合する手順書等を整備する前に新たな JIS で計量証明を実施した場合は認定基準 (2.4.1 等) に抵触する可能性があります。

○ JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) への移行について

1. 1 年以内を目安に移行してください。
2. 更新申請期間中に JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) への見直しを行う場合は、事前に必ず事務局へ連絡してください。ただし更新審査の進捗によっては JIS K 0311 及び

0312 (2020 年度版) への適合状況を審査員が確認できない等の理由により、認定更新後に認定申請書記載事項変更届でのお手続きをお願いする場合があります。

3. 現在の認定有効期限までは JIS K 0311 及び 0312 (2008 年度版) を用い、認定更新日から 2020 年度版へと切り替えることを妨げるものではありません。その際は 2020 年度版に基づいた更新申請書類を提出するとともに、事前に事務局へ申し出てください。

○ 分散型固相吸着-凝集法 (ダイオフロク法) を採用する際の確認試験について

これまで JIS K 0312 (2008 年度版) に基づく計量証明を実施する事業所がダイオフロク法を採用する場合には MLAP ホームページで公表されている「ダイオフロク®導入時の確認試験について」に基づいた確認試験を実施し、自らの手順を確認してから使用する必要がありました。

今回の JIS K 0312 (2020 年度版) にダイオフロク法が採用されたため、新規にダイオフロク法を導入する際の確認試験の取り扱いを以下のとおりとします。

1. 現在、ダイオフロク法の採用を NITE へ届け出ている事業所については、JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) への移行に際して特段の確認試験は必要ありません。
2. 現認定でダイオフロク法を採用しておらず、新規にダイオフロク法を導入する事業所は、MLAP ホームページの公表・公開文書「ダイオフロク®導入時の確認試験について」までは必要ありませんが、業務への導入前に自社で定める手順に則って問題なくダイオフロク法を実施できることを自ら確認してください。(濃度既知試料の測定や従来法との比較試験等による確認試験でも可。) 認定申請書記載事項変更届を提出の際は、どのような確認を行ったのかを説明する資料を添付してください。

以上